平成３０年（フ）第１３６号
兵庫県西宮市里中町２丁目７番20―303号
債務者　飯田　元和
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２０号
兵庫県豊岡市出石町町分251番地
債務者　赤井　久行
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目491番地５　レジデンス湖山202号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町南１丁目201番地
債務者　橋本　吉徳
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４５号
鳥取県米子市大谷町181番地１　大谷団地49号
債務者　奥江　国江
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第１０号
徳島県徳島市西須賀町鶴島４番地の１　県地蔵橋団地413号
債務者　都築　　健
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７号
徳島県三好郡東みよし町加茂3307番地
債務者　前田　文夫
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成３０年（フ）第６２号
愛媛県松山市石手１丁目５番８号　信愛ハイツ401号
債務者　宇都宮真紀
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５号
愛媛県新居浜市新須賀町１丁目４番10号、前住所愛媛県新居浜市新須賀町２丁目９番321号
債務者　宇佐美　隆
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第９号
福岡県田川市大字川宮729番地15
債務者　土谷　和成
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第２７号
大分市大字荏隈1699番地の３（ロイヤル・グリーンハイツ203）
債務者　後藤　祥枝
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江3718番地１　Ｂ棟
債務者　小西　弘信
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第６３号
宮崎県西都市大字三宅97番地　グランマリエＢ１
債務者　冨田　幸司
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４１号
宮崎県東臼杵郡門川町栄ケ丘１丁目１番地町営住宅201号
債務者　黒木　立教
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第４２号
宮崎県東臼杵郡門川町栄ケ丘１丁目１番地町営住宅201号
債務者　黒木　奈央
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第２４号
鹿児島県霧島市牧園町上中津川1252番地３
債務者　荒瀬　優子（旧姓榎並）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
鹿児島県姶良市加治木町仮屋町331番地
債務者　中村　真也
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第２１号
鹿児島県指宿市湯の浜４丁目14番11号
債務者　山下　富哉
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部